

## 県内の特別防災区域の特定事業所の状況について

令和5年10月28日現在

特別防災区域名	所在市町村	地区指定年月日	特定事業所数	主な企業名	備考
名古屋港臨海地区	名古屋市 東海市 知多市 飛島村	昭和51年 6月1日	第一種 17 (うちレイアウト 4) 第二種 21 計 38	東亜合成(株) 日本製鉄(株) 東レ(株) 出光興産(株)	
衣浦地区	半田市 武豊町 碧南市	昭和51年 6月1日	第一種 3 (うちレイアウト 2) 第二種 7 計 10	出光興産(株) (株)JERA	半田市、武豊町 にあつては知多 中部広域事務組 合が所管
田原地区	田原市	平成2年 7月3日	第一種 0 第二種 0 計 0		区域内に特定事 業所が存在しな い地区
3地区	8市町村		第一種 20 第二種 28 48事業所		

- ※1 特別防災区域（「石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令」で指定）  
石油 10 万 KL 以上又は高圧ガス 2,000 万<sup>m</sup>以上を貯蔵し、又は取り扱う区域及び将来貯蔵し、又は取り扱うこととなる区域
- ※2 特定事業所  
特別防災区域内にある事業所のうち、一定量以上の石油、高圧ガスなどを貯蔵し、取り扱う事業所
- ・第一種事業所：石油 1 万 KL 以上又は高圧ガス 200 万<sup>m</sup>以上を貯蔵し、又は取り扱う事業所
  - ・第二種事業所：石油 1,000KL 以上、高圧ガス 20 万<sup>m</sup>以上又はその他の危険物、毒劇物を一定数量以上貯蔵し、又は取り扱う事業所で、知事が指定したもの